

来年4月からの保育所入所申し込み

受付期間 ▶▶▶ 11月1日金～29日金

保育所は、保護者が働いていたり、病気などのために児童を家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

保育所に入所できる児童は、保護者および同居の祖父母(入所希望月時点で65歳未満の場合)がそれぞれ次の要件のいずれかに該当するため、家庭での保育ができないと認められる場合です。

こんな場合に入所できます

家庭外労働

児童の保護者などが、家庭外で仕事をしている



家庭内労働

児童の保護者などが、家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている

母親の出産

母親が出産(出産予定日の前2カ月から後2カ月程度まで)



病人の看護など

児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、保護者などがいつも看護に当たっている

疾病・障がいなど

児童の保護者などが病気にかかったり、負傷または心身に障がいがある



家庭の災害

家庭が火災や風水害・地震などの災害に遭い、保護者などがその復旧に当たっている

申し込み

こども家庭課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所で配布する申し込み書類に必要事項を記入し、11月1日(金)～29日(金)にこども家庭課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所へ提出してください。※土・日曜日、祝・休日を除く

保育所入所負担金(保育料)

公立保育所と私立保育所の保育料は同額です。原則として父母の平成25年分所得税額の合計により決定します。ただし、父母の収入が少なく同居の祖父母が家計の主宰者である場合や、自営業を営む祖父母の税法上の専従者に父母がなっている場合は、祖父母も算定対象に含めることがあります。

所得税が非課税の場合は、平成25年度市町村民税額の合計により決定します。なお、保育料を滞納した場合、滞納処分を執行することがあります。

次の場合には入所できません

- ⚠ 入所を希望する保育所の定員に、余裕がない場合
- ⚠ 各種必要書類の提出がない、あるいは入所面接が済んでいない場合
- ⚠ 平成26年4月1日に住民登録が津市にない場合
- ⚠ 申し込み内容に虚偽があった場合

今後の予定

- 10月 申込書類の配布
- 11月 入所申し込みの受け付け
- 12月 入所面接
- 来年1～3月 所得に関する書類の提出
- 3月 入所決定、各保育所で入所説明会

問い合わせ こども家庭課
☎229-3167 FAX229-3451

